令和６年　３　月　１　日

近隣にお住まいの皆様

住宅宿泊事業開始のお知らせ

　以下の住宅において、住宅宿泊事業法に基づく事業（いわゆる民泊）を予定しています。ついては、墨田区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に基づき、以下のとおり事前周知を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の用に供する住宅の所在地 | 墨田区　横川　五　　丁目　７　番　　４　号　２階 |
| 住宅宿泊事業者 | 住　　　所 | 墨田区吾妻橋１－２３－２０ |
| 氏　　　名 | 墨田　太郎 |
| 連　絡　先 | ０３－５６０８－１１１１ |
| 住宅宿泊管理業者 | 住　　　所 | 墨田区吾妻橋１－２３－２０ |
| 氏　　　名 | 株式会社　●●　㈹　〇〇　〇〇 |
| 連　絡　先 | ０３－▲▲▲▲―▲▲▲▲ |
| 住宅宿泊事業を開始しようとする日 | 令和６年４月１日 |
| 住宅宿泊事業開始後の緊急時連絡先 | ０３－▲▲▲▲―▲▲▲▲担当者：〇〇　〇〇 |
| 苦情への対応方法 | ・緊急時連絡先に電話をいただければ、深夜早朝を問わず、常時対応します。・必要に応じて施設に急行し、対応を講じます。 |
|  |  |
| 住宅宿泊事業法第９条第１項に基づき、宿泊者に対して以下のとおり説明を行い、周辺地域の生活環境に配慮して営業を行います。 |
| 騒音の防止のために配慮する事項 | ・大声で騒がない。・早朝や夜間にはキャリーケースを引いて歩かない。 |
| ごみの処理に関し配慮すべき事項 | ・ごみは、施設内の所定の場所に置いておく。・公共の場所にポイ捨てしない。 |
| 火災の防止のために配慮すべき事項 | ・ガスコンロの使用方法、注意事項を説明する。・消火器の使用方法、消防署への通報方法等を説明する。 |
| 喫煙に関して配慮すべき事項 | ・バルコニーでは喫煙しない。・歩行喫煙、路上喫煙をしない。 |
| その他配慮すべき事項 | ・性風俗サービスを利用しない。 |